

地方法人特別税の創設 地方税収の格差是正へ

制度調査部
鳥毛 拓馬

平成20年度、与党税制改正大綱

【要約】

与党税制協議会は、2007年12月13日、「平成20年度(2008年度)税制改正大綱」(以下、大綱という。)を公表した。

大綱には、地方税収の格差を是正するため、法人事業税の税率の改正、地方法人特別税の創設、地方法人特別譲与税の創設の3点が盛り込まれた。

本稿では、上記 ～ を概説する。

1. はじめに

大綱では、「近年、地方法人二税の税収が急速に増加していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にある。」と明記されており、地方税収の格差を是正することは喫緊の課題であった。

そこで、大綱では、消費税を含む税制の抜本的な改革までの暫定的な措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設を盛り込んだ。

なお、今回の改正案が導入されたとしても、各法人の法人税負担は現行制度とほぼ同じである。

以下では、法人事業税の税率の改正、地方法人特別税の創設、地方法人特別譲与税の創設の3点について概説する。

2. 法人事業税(所得割及び収入割に限る。)の税率の改正

大綱では、法人事業税の標準税率を以下のとおりにしている。適用時期については、平成20年10月1日以後に開始する事業年度からとしている。

(1) 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現行	改正案
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%

(出所)自由民主党平成 20 年度税制改正大綱

なお、現行税制上、資本金が 1 億円を超える普通法人については、外形標準課税の対象となるので、所得割に加えて付加価値割及び資本割の合算額によって法人事業税が課される。今般の大綱では、この付加価値割(0.48%)及び資本割(0.2%)の税率の変更についての言及はない。

(2) 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	4%
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%

(出所)自由民主党平成 20 年度税制改正大綱

(3) 特別法人の所得割の標準税率

	現行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%
(特定の協同組合等の年 10 億円超の所得)	(7.9%)	(4.3%)

(出所)自由民主党平成 20 年度税制改正大綱

(4) 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	0.7%

(注) 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(出所)自由民主党平成 20 年度税制改正大綱

3. 地方法人特別税の創設

地方法人特別税は国税であるが、賦課徴収については都道府県が行うこととされている。

地方法人特別税の創設により、法人事業税の約 2 分の 1 に相当する約 2 兆 6 千億円が、国税として徴収されることになる。

適用期日については、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からとしている。

地方法人特別税の基本的な仕組み

納税義務者等	法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者	
課税標準	法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。)	
税率	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
	所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
	収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%
申告納付	都道府県に対して、法人事業税と併せて行う	
賦課徴収	都道府県において、法人事業税と併せて行う	
国への払込み	都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払う	

(出所)自由民主党平成 20 年度税制改正大綱

したがって、前述の法人事業税の改正税率に地方法人特別税の税率を合わせた税率は以下のとおりとなる。現行制度と比べてほぼ同じ税率となっている。

(1) 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	3.8%	3.72%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	5.46%
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	7.19%

(2) 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	5%	4.89%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	7.24%
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	9.59%

(3) 特別法人の所得割の標準税率

	現行	改正後
年 400 万円以下の所得	5%	4.89%
年 400 万円超の所得及び清算所得 (特定の協同組合等の年 10 億円超の所得)	6.6% (7.9%)	6.52% (7.78%)

(4) 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現行	改正後
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う 法人の収入金額に対する税率	1.3%	1.27%

4. 地方法人特別譲与税の創設

大綱では、地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設するとしている。

これは、地方法人特別税の収入額を、人口と従業者数を基準として都道府県に再配分するものである。

大綱では、以下の基準によることとされており、平成 21 年度から譲与することとされている。

- (1) 地方法人特別税の収入額から(2)の額を控除した額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数であん分して譲与する。
- (2) 前年度の地方交付税の算定における財源超過団体に対しては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の2分の1を超える場合、減収額として算定した額の2分の1を限度として、当該超える額を(1)による譲与額に加算する。

(出所)自由民主党平成 20 年度税制改正大綱